

平成27(2015)年度  
**芦屋の教育指針**

(ダイジェスト版)

「教育のまち芦屋」をめざして  
～人間力の育成と地域力の向上～



芦屋市教育委員会

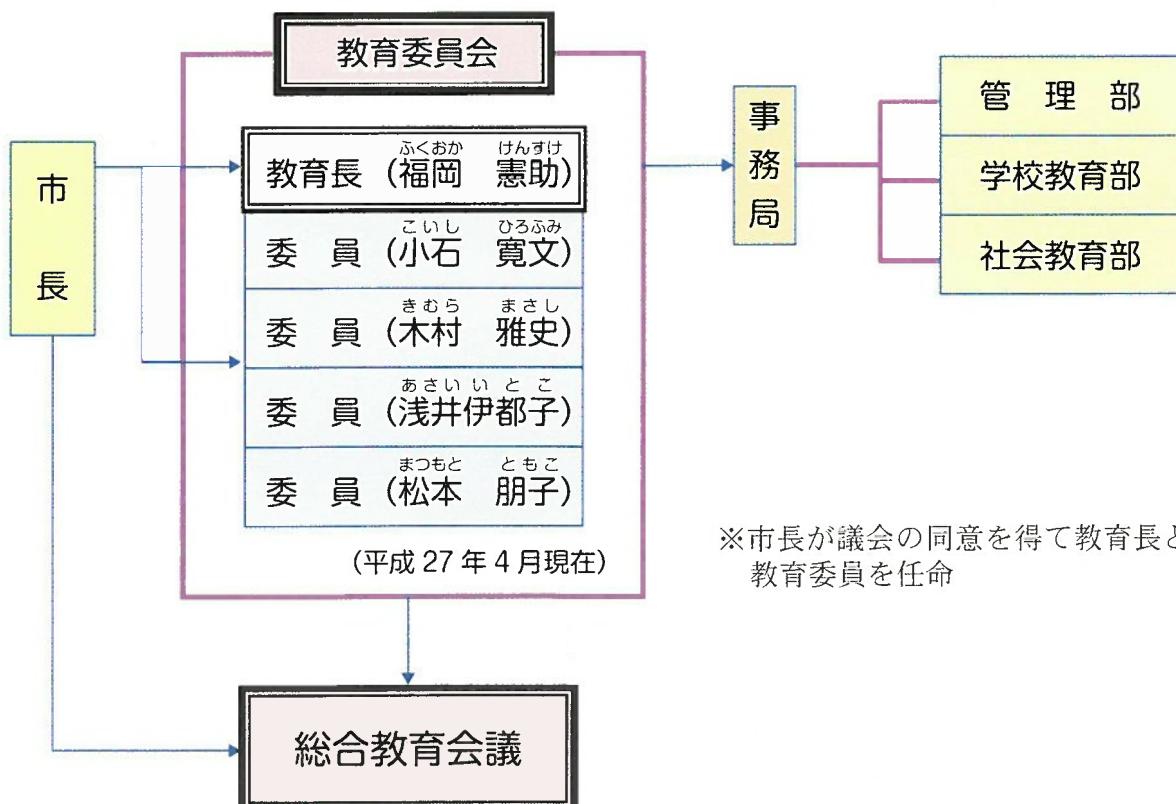
## 教育委員会制度について

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにより、都道府県、市町村等に置かれる合議制の執行機関です。

本年度より、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置されました。これにより、市長が教育長を任命する任命責任の明確化及び、第一義的な責任者が教育長であることとなりました。教育長は会議を主宰し、具体的な事務執行の責任者及び、事務局の指揮監督者となります。教育委員会では、教育委員の合議により基本方針を決定し、その方針を教育長が、教育委員会事務局を統括して執行する仕組みとなっています。

また、市長と教育委員会が協議・調整することで、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることができる「総合教育会議」が設置されます。協議・調整事項は、①教育行政の大綱の策定 ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策 ③児童・生徒等の生命・身体の保護者等緊急の場合に講ずべき措置についてです。

教育委員会制度の改革により、教育委員会の審議の活性化と地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化されました。



## 芦屋市教育振興基本計画(平成23~27年度)体系表

芦屋市の方針

第4次芦屋市総合計画

芦屋市教育振興基本計画

教育振興基本計画 学習指導要領

ひょうご教育創造プラン 指導の重点

平成 27 年度 芦屋の教育指針  
基調:「教育のまち芦屋」をめざして  
副題:「人間力の育成と地域力の向上」

### 育てたい子どもの姿

目標をもち,  
課題解決に向けて  
自ら考え,  
取り組む子ども

共に支えあい  
生きようとする  
心豊かな  
子ども

体力を向上させ,  
健康的に生きる  
自覚をもつ子ども

自ら  
本を手に取り  
本が好きな  
子ども

学校園 保護者 地域

芦屋市教育振興基本計画の  
重点目標

1 「豊かな人間力」をはぐくむために、考える力や創造性を伸ばす教育を進めます

2 命と人権を大切にする教育の充実に取り組みます

3 信頼され魅力ある学校園づくりに取り組みます

4 自ら本を取り、本が好きな子どもを育てます

5 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えます

6 「いつでも、どこでも、だれでも」参画できる生涯学習社会づくりを推進します

平成二十七年度  
重点取組内容

- 1 「豊かな人間力」の基盤となる幼児教育の充実
- 2 「確かな学力」の確立
- 3 「豊かな心」の育成
- 4 「健やかな体」の育成
- 5 今日的な課題に対応した教育の推進
- 6 子ども一人一人の障がいの状態や発達段階・特性等に応じた指導の充実

- 1 安全教育の充実と芦屋の防災教育の推進
- 2 人権尊重の理念に基づく「共生」の心をはぐくむ教育の推進
- 3 生徒指導及びいじめ・不登校対策の充実

- 1 教職員の資質・実践的指導力の向上と教職員研修の充実
- 2 教職員が子どもと向き合う時間の確保
- 3 快適で魅力ある学習環境の整備
- 4 小中連携の強化
- 5 幼稚園における子育て支援の推進
- 6 「開かれた学校園づくり」の推進

- 1 本が好きな子どもを育てるための読書活動の充実
- 2 学校図書館の環境整備と活性化
- 3 公立図書館との連携の推進

- 1 学校園と地域の諸団体等をネットワークで結ぶ仕組みづくりの拡充
- 2 子どもたちが安全で安心できる活動拠点の提供
- 3 家庭に関わる教育の重要性の啓発

- 1 生涯学習基盤の整備・拡充
- 2 社会教育と学校園との連携の拡充
- 3 様々な機会を生かした、学習成果発表の場の構築
- 4 「芦屋市スポーツ推進実施計画」(前期5か年)の実施

## 芦屋の教育指針

# 「教育のまち芦屋」をめざして ～人間力の育成と地域力の向上～

### 芦屋の教育がめざす姿

本市では、平成22年12月に「芦屋市教育振興基本計画」を策定し、本市が取り組むべき教育の中長期的な考え方や具体的な施策を示しました。

今年度も、引き続きこの計画に基づき、「教育のまち芦屋」をめざして「信頼される学校園」と「成熟した家庭・地域」の中で、子どもたちに「豊かな人間力」をはぐくむ取組を進め、次のような人間の育成をめざします。

### めざす人間像

- 1 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自らの夢や志の実現に向けて努力する人
- 2 社会の構成員として自覚と責任をもって主体的に行動し、明日の芦屋の担い手となる人
- 3 我が国の伝統と文化を基盤として、幅広い知識やコミュニケーション能力等世界に通用する力を培い、高い志をもって国際社会に貢献できる人

### 芦屋で育てたい子どもの姿

### 育てたい子どもの姿

#### 「夢と志をもって自らの未来を切り拓く子どもの姿」

- 1 目標をもち、課題解決に向けて自ら考え、取り組む子ども
- 2 共に支えあい生きようとする心豊かな子ども
- 3 体力を向上させ、健康的に生きる自覚をもつ子ども
- 4 自ら本を手に取り、本が好きな子ども

こうした態度や力を養い育てるためには、学校園はもとより、家庭や地域も子どもたちの成長にかかる当事者として、それぞれが自覚と責任を持ち、連携して子どもたちの教育に取り組む必要があります。本年度は、基本計画の5年目となり、これまでの取組の成果と課題を検証し、この計画の実現に向けて取り組むべき内容を指針として示します。

※教育のまち芦屋：芦屋の子どもたちが大人になった時に「芦屋で学び、育って、本当によかった」と思えるまちづくり、芦屋市民が「芦屋で暮らして、本当によかった」と思えるまちづくりのこと。

※人間力：自立した一人の人間として生きていくための総合的な力を意味する。確かな学力、豊かな心、健やかな体を構成する要素とする「生きる力」とほぼ同義。社会とのかかわりの側面から「生きる力をとらえたもの。

※地域力：地域コミュニティを基盤とした、知の循環型社会。

## 重点取組内容(抜粋)

### 1

### 豊かな「人間力」をはぐくむために、考える力や創造性を伸ばす教育を進めます

#### ◆「豊かな人間力」の基盤となる幼児教育の充実

- 芦屋市就学前カリキュラムに基づき、各幼稚園の実態を勘案し、それぞれの特色を生かした教育・保育活動を展開します。
- 幼児期の教育と児童期の教育が円滑に接続できるよう、幼児期の「学びの芽生え」から、児童期の「自覚的な学び」への連続性を保障するため、スタートカリキュラムを作成する。

#### ◆「確かな学力」の確立

- 学習指導員(チューター)や理科推進員(小学校)・教育ボランティアの指導補助によるきめ細かな指導なども活用して、児童生徒一人一人に応じた指導の充実を図ります。
- 言語活動や体験活動を重視した学習を積極的に行い、観察・実験、調査・研究、発表、討議などの体験的・問題解決的な学習を取り入れ、思考力・判断力・表現力等をはぐくむ学習指導を展開するとともに、主体的・協働的な学び(アクティブ・ラーニング)を推進します。
- タブレット端末を活用し、協働学習等による学びの充実を図るとともに、子どもたちが情報社会を主体的に生きる「情報活用能力」や「情報モラル」を適切に身につけるための指導を充実させます。

#### ◆「豊かな心」の育成

- 市教育委員会の道徳副読本「みんなのきいき」、「兵庫版道徳教育副読本」、「私たちの道徳」等を積極的に活用し、地域教材の開発・活用に努めることにより、道徳的価値の自覚を深め、道徳的実践力を育成します。
- 校外学習や「環境体験事業」、「自然学校」、「トライやる・ウィーク」などを通して、自然や人とふれあう体験的な活動が一層充実するよう配慮し、豊かな感性を培い、思いやりの心を育てます。

#### ◆「健やかな体」の育成

- 体育・スポーツ活動・部活動などを、教育活動全体の中に適切に位置づけて実践する楽しさや喜びを体験させます。
- 手作りによる安全安心な学校給食の実施に努めるとともに、望ましい食習慣を養うことや豊かな人間関係を育てるために、学校給食を「生きた教材」として活用した指導を行います。

## ◆子ども一人一人の障がいの状態や発達段階・特性等に応じた指導の充実

- 教員は指導力の向上に努め、全ての子どもが参加できる「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れた授業づくりをめざして、指導内容や指導方法の工夫改善を図ります。
- 芦屋市特別支援教育センターを有効活用するとともに、特別支援学校及び相談機関や医療・福祉等の関係機関との密接な連携や芦屋市サポートファイル等を活用した適切な支援等についての情報共有を行います。

## 2 命と人権を大切にする教育の充実に取り組みます

### ◆安全教育の充実と芦屋の防災教育の推進

- 地域・関係機関と連携し、「通学路交通安全プログラム」により、通学路の安全点検を定期的に行い、子どもたちの発達段階に応じた安全教育及び防犯教育を地域ぐるみで推進します。
- 副読本「明日に生きる」等を活用して、災害に対する正しい知識を身につけ、適切に判断し、主体的に行動する力や共生の心を育むとともに、生命の尊さや助け合いの大切さ、ボランティア活動の重要性、阪神・淡路大震災から得た教訓を語り継ぐ教育に取り組みます。

### ◆人権尊重の理念に基づく「共生」の心をはぐくむ教育の推進

- 子どもたちの発達段階に応じて、命のつながりやそのかけがえのなさに気付かせ、生命尊重の精神を培うとともに、自他の人権を守り人権課題を解決しようとする意欲・態度を育成します。
- 日本語指導が必要な子どもたちに対して、県の子ども多文化共生サポーターや市の日本語指導支援ボランティア等を活用し、学校における生活適応を図るためにの支援や日本語指導の充実を図ります。

### ◆生徒指導及びいじめ・不登校対策の充実

- 携帯電話・スマートフォン、インターネット等の利用による被害防止に努めます。
- 「芦屋市いじめ防止基本方針」、各校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応について、組織的に対応できる体制を整備し、全教職員が協力して取り組みます。

## 3 信頼され魅力ある学校園づくりに取り組みます

### ◆教職員の資質・実践的指導力の向上と教職員研修の充実

- 校園内研究組織を充実させ、授業(保育)実践の公開や授業(保育)研究等を通して子どもの内面理解を深め、指導方法の工夫改善を図り、幼児児童生徒の人格形成や学力の定着・向上に努めます。
- 打出教育文化センター等において、経験年数に応じた研修等を計画するなど、学び続ける教員サポート体制を構築するとともに、教員は、校園外の研究会等様々な研修機会を活用し、より高度な知識・技能の習得を目指し、積極的な姿勢で研究と修養に努めます。

## ◆幼稚園における子育て支援の推進

- 保護者が、子育てに対する喜びや生きがいを見出し、幼児のより良い育ちを実現するために、遊びの場を提供したり、子どもの成長と一緒に考える場を設けたりするなど、幼稚園の役割、機能の充実を図ります。

## 4 自ら本を手に取り、本が好きな子どもを育てます

### ◆本が好きな子どもを育てるための読書活動の充実

- 「子どもに読ませたい図書リスト400選」(改訂版)の更なる活用を図ることで、「ブックワーム芦屋っ子」の育成に向けた子ども読書のまちづくりを推進します。
- 「ブックワーム芦屋っ子～おはなしノート～」や「読書ノート」を活用し、家庭でも本や絵本を読み進めるきっかけを作ります。

## 5 学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えます

### ◆子どもたちが安全で安心できる活動拠点の提供

- 放課後子ども総合プランの推進に努めます。
- 学校・家庭・地域が連携して、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに努めます。

## 6 「いつでも、どこでも、だれでも」参画できる生涯学習社会づくりを推進します

### ◆生涯学習基盤の整備・拡充

- 体育館、青少年センター、富田碎花旧居では、より利用しやすく、親しみやすい施設となるよう整備・改修を行います。
- スポーツ推進実施計画に基づき、事業を推進します。

\*本指針は、ダイジェスト版(簡易版)になります。全文をご覧になりたい方は、教育委員会のホームページにてご覧いただけます。



# 芦屋市教育委員会が所管する教育相談機関

## 1 打出教育文化センター

◎所 在 地：打出小槌町15番9号 ◎電 話：38-7130

曜	教育相談		□相談応対者 センター職員、専門面接相談員
	電話(9:00~17:00)	面接(13:30~17:15)	
月	○	○	□相談内容 ○不登校・学習障がい・問題行動・友人 関係等、学校園における悩み
火	○	○	○心の悩みを持つ幼児・児童及びその保 護者との教育相談
水	○	○	
木	○	○	
金	○	○	

## 2 適応教室（のびのび学級）

◎所 在 地：打出小槌町15番9号 打出教育文化センター2階 ◎電 話：23-8567

◎内 容：①不登校児童生徒支援のための通級指導 … 月～金 9:30～13:30 } (学校休業日は除く)  
②不登校に関する教育相談（電話・面談）… 月～金 10:00～14:00 }

## 3 カウンセリングセンター

◎所 在 地：打出小槌町15番9号 打出教育文化センター2階

◎電 話：23-5998

◎受付時間：電話相談 月、水、金 10:00～16:00 面接相談 月、水 12:30～16:30

◎内 容：不登校、心理相談等、教育相談全般について

◎相談応対者：専門カウンセラー、電話相談員

## 4 青少年愛護センター

◎所 在 地：川西町15番3号 体育館・青少年センター2階

◎電 話：31-8229

◎受付時間：月～金（土・日・休日除く）9:00～17:30（電話・面談・訪問）

◎内 容：青少年問題全般について

## 5 芦屋市若者相談センター「アサガオ」

◎所 在 地：川西町15番3号（青少年センター3階）

◎電 話：22-5115

◎開設日：祝日と年末年始を除く月・水・土曜日

◎相談受付：9:00～17:00

（電話相談は、10:00～12:00及び13:00～16:00）

◎内 容：ひきこもり、ニート等社会生活を営む上で困難を有する若者及びその家族を対象とする相談窓口

## 6 芦屋市特別支援教育センター

◎所 在 地：吳川町14番9号 芦屋市保健福祉センター 3階

◎電 話：31-0654（直通） 38-2087（学校教育課）

◎受付時間：月～金 9:00～17:00（電話・面談）

◎内 容：特別支援教育に関する教育相談等について

## 7 教育110番 22-0110(学校教育課内)

◎受付時間：9:00～17:00

◎内 容：学校の教育全般についての疑問や意見、要望等について